平成２１年（フ）第３５８号
長野県松本市女鳥羽１丁目７番25号　リバージュ102
債務者　稲垣　正純
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３６６号
長野県松本市宮田７番２号　ブレインマンション宮田102
債務者　常田　真弓
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第４０３号
兵庫県宝塚市仁川北２丁目13番20―103号
債務者　西尾　葉子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第６０７号
奈良県大和郡山市植槻町３番11号　ライフイン郡山
債務者　佐伯　幸代
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３３１号
山口県下関市川中豊町１丁目９番２号
債務者　白川　孝司
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３９０号
山口県下関市彦島江の浦町２丁目10番７号
債務者　前田　　進
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第７１７号
高知市五台山4290番地、申立時の住所高知市南はりまや町２丁目５番11号
債務者　加納　克彰
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９０６号
高知県南国市久礼田1203番地
債務者　徳橋　啓嗣
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９１７号
高知県香南市夜須町手結山458番地
債務者　溝渕　保広
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９３１号
高知市大津乙908番地６
債務者　山本　リカ
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９３２号
高知市介良乙3253番地８
債務者　手嶋　久治
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９３４号
高知県香美市土佐山田町東本町４丁目２番15号　タウニー八王子Ⅱ棟102号室
債務者　竹平　和正
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９３５号
高知県香美市土佐山田町東本町４丁目２番15号　タウニー八王子Ⅱ棟102号室
債務者　竹平　由美
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９４１号
高知市薊野南町６番17―７号
債務者　小田　珠美
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３７号
佐賀県唐津市厳木町岩屋1106番地10
債務者　織田　大祐
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１４２号
岐阜県可児郡御嵩町中963番地７
債務者　佐々木良男
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第９７号
兵庫県淡路市塩尾675番地１、前住所兵庫県淡路市塩尾698番地
債務者　網城　啓子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第１４８号
山口県岩国市川下町２丁目９番49号
債務者　大藤眞智子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
山口地方裁判所岩国支部